

「指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護」利用契約書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福岡県指定 第4076700378号)

◆◆目次◆◆

第一章 総則	第六章 契約の終了
第1条 (契約の目的) 2	第17条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助) . . 7
第2条 (契約期間) 2	第18条 (契約者からの中途解約) 8
第3条 (短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の決定・変更) . . 2	第19条 (契約者からの契約解除) 8
第4条 (介護保険給付対象サービス) 3	第20条 (事業者からの契約解除) 8
第5条 (介護保険給付対象外のサービス) 3	第21条 (精算) 9
第6条 (利用者等への説明) 3	第七章 その他
第7条 (契約期間と利用期間) 3	第22条 (苦情処理) 9
第二章 サービスの利用と料金の支払い	第23条 (協議事項) 9
第8条 (サービス利用料金の支払い) 4	指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護
第9条 (利用の中止、変更、追加) 4	<重要事項説明>
第10条 (利用料金の変更) 5	1. 事業者 10
第三章 事業者の義務	2. 事業所の概要 10
第11条 (事業者及びサービス従事者の義務) . 5	3. 職員の配置状況 12
第12条 (守秘義務等) 6	4. 当事業所が提供するサービスと利用料金 . . . 13
第四章 契約者及び利用者の義務	5. 苦情受付について 18
第13条 (利用者の施設利用上の注意義務等) . 6	<重要事項説明書付属文書>
第五章 損害賠償 (事業者の義務違反)	1. 施設概要 19
第14条 (損害賠償責任) 6	2. 契約締結からサービス提供までの流れ 19
第15条 (損害賠償がなされない場合) 7	3. サービス提供における事業者の義務 21
第16条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能) 7	4. 個人情報保護「秘密の保持」 21
	5. 事故発生時の対応 23
	6. 緊急やむを得ない身体拘束の対応 23
	7. サービスの利用に関する留意事項 23
	8. 損害賠償について 25
	9. サービス利用をやめる場合 (契約の終了について) 25
	10. サービスの第三者評価の実施状況について . . 25

「_____」(以下「契約者」という。)と社会福祉法人朝老園理事長(以下「事業者」という。)は、「_____」(以下「利用者」という。)が特別養護老人ホーム朝老園ひさみつ(以下「事業所」という。)において、事業者から提供される短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを受け、契約者がそれに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定める短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

2 事業者が利用者に対して実施する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの内容、利用期間、費用等の事項(以下「短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画」という。)は、別紙『(サービス利用書)』に定めるとおりとします。

第2条 (契約期間)

本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までに契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条 (短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の決定・変更)

事業者は、利用者に係る居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されている場合には、それに沿って利用者の短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとします。

2 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が作成されていない場合でも、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。

3 事業者は、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画について、契約者に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

4 事業者は、利用者に係る居宅サービス計画が変更された場合、もしくは契約者の要請

に応じて、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者と協議して、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を変更するものとします。

- 5 事業者は、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業所において、利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条（介護保険給付対象外のサービス）

事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超える短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供するものとします。

- 2 前項の他、事業者は、食材料費、理美容代のサービスを介護保険給付対象外のサービスとして提供するものとします。
- 3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第6条（利用者等への説明）

事業者は、本契約に基づいて契約者に対して行うのと同様の内容の説明を、利用者に対しても行うよう努めるものとします。

- 2 契約者は、本契約に基づいて事業者から行われる説明及び報告等について、利用者の家族等へ適宜説明を行うよう努めるものとします。

第7条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第8条（サービス利用料金の支払い）

事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という。）の限度において、利用者に代わって市町村から支払いを受けます。

2 利用者は要介護度に応じて第4条に定めるサービスを受け、契約者は重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額）を事業者に支払うものとします。

但し、利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合及び居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。）

3 第5条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。

4 前項の他、契約者は利用期間中の食事代と利用者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。

5 契約者は、前4項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に、支払うものとします。

第9条（利用の中止・変更・追加）

契約者は、第7条に定める利用期間前において、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者はサービス開始日の前日までに事業者に申し出るものとします。

2 契約者が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議するものとします。

4 契約者は、第7条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。

- 5 前項の場合に、契約者は、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 13 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。
- 6 第 4 項により利用者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

第 10 条（利用料金の変更）

第 8 条第 1 項及び第 2 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第 8 条第 3 項及び第 4 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の 2 か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の義務

第 11 条（事業者及びサービス従事者の義務）

事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

- 2 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員、もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。
- 4 事業者は、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供について記録を作成し、それを 5 年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 5 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第12条（守秘義務等）

事業者及びサービス従事者又は従業員は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供する上で知り得た利用者又は契約者等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項にかかわらず、利用者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、利用者又は契約者等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 契約者及び利用者の義務

第13条（利用者の施設利用上の注意義務等）

利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第14条（損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者又は利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第12条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、契約者又は利用者に過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第 15 条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 二 契約者が、利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- 三 利用者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- 四 契約者及び利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

第 16 条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、契約者に対して所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章 契約の終了

第 17 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

利用者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 利用者が死亡した場合
- 二 要介護認定により利用者の心身の状況が自立と判定された場合
- 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 四 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第 18 条から第 20 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第 18 条（契約者からの中途解約）

契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。

2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。

- 一 第 10 条第 3 項により本契約を解約する場合
- 二 利用者が入院した場合
- 三 利用者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合

第 19 条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- 二 事業者もしくはサービス従事者が第 12 条に定める守秘義務に違反した場合
- 三 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者及び利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 四 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

第 20 条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者又は利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 一 契約者が、契約締結時に利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 契約者による、第 8 条第 1 項から第 4 項に定めるサービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 三 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 四 利用者及び後見人並びにご家族等が、事業所や事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す等契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

第 21 条（精算）

第 17 条第 1 項第二号から第六号により本契約が終了した場合において、契約者が、利用者に対してすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第 13 条第 3 項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から 1 週間以内に精算するものとします。

第七章 その他

第 22 条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者又は利用者からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 23 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

「指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護」重要事項説明書

1. 事業者（施設経営法人）

- (1) 法人名 社会福祉法人 朝 老 園
- (2) 法人所在地 福岡県朝倉郡筑前町朝日586番地
- (3) 電話番号 092-926-1171
- (4) 代表者氏名 理事長 今 村 順
- (5) 設立年月 昭和42年11月24日

2. 事業所の概要

- (1) 施設の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成29年4月1日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所・平成29年4月1日指定
福岡県 第4076700378号
※当事業所は特別養護老人ホーム朝老園ひさみつに併設されています。
- (2) 施設の目的 社会福祉法人朝老園が実施する短期入所生活介護事業及び介護
予防短期入所生活介護事業は、利用者の要介護状態の軽減若し
くは悪化防止又は要介護状態となることの予防に努め、可能な
限り自立した日常生活を営むに必要な援助を行うことを目的
とする。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 朝 老 園 ひ さ み つ
- (4) 施設の所在地 福岡県朝倉郡筑前町久光1380番地1
- (5) 電話番号 0946-21-5050
- (6) 施設長氏名 岡 由 紀 子
- (7) 当施設の運営方針
事業所は、居宅サービス計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活
を営むことができるよう必要な援助を行います。
2 事業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当
たり、懇切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供について利用者又はその家
族に対し、必要な説明を行い、理解同意の上実施します。
3 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供にあたっては、
介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。

4 事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活介護、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供すると共に、認知症の状態にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供に配慮します。

5 事業所は、福祉サービス第三者評価（福岡県福祉サービス第三者評価推進機構の認証を受けた第三者評価機関からの評価）の受審はしていないが、チェック式自己評価表などを用い、自己点検を行い、福祉サービス提供体制の質の向上に努めます。

(8) 開設年月 平成29年4月1日

(9) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	午前 8時30分 ~ 午後 5時30分

(10) 利用定員 10人（空床・併設型）

ただし、併設する介護老人福祉施設の入所者が入院又は外泊中であって、当該入所者の同意がある場合は、そのベッドを短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の用に供し、入所定員を超えて利用することができるものとする。

(11) 通常の事業実施地域 筑前町、筑紫野市、朝倉市、小郡市

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
居室	40室	すべて個室。14.957㎡ 室内にトイレ・洗面設備有り。
食堂	4室	キッチン付き
リビング	4室	機能訓練室を兼ねる
浴室	4室	
医務室	1室	

※上記は、厚生省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆居室の変更：ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご利用者やご契約者等と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者に対して指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

主な職員の配置状況※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	業務内容
1. 施設長	1名	事業全般、予算執行、利用者及び職員処遇等
2. 生活相談員	1名	利用者及び家族相談等、ボランティア受入、市町村との連携
3. 介護職員	18名	利用者の施設サービス、リハビリ計画に基づく日常生活支援
4. 看護職員	3名	医師の指示による投薬、検査、血圧測定、リハビリ等健康管理
5. 機能訓練指導員	1名	医師の指示によるリハビリテーション計画、訓練の実施評価
6. 介護支援専門員	1名 (兼務)	介護職員と兼務。利用者施設サービス計画立案、計画見直し、要介護認定更新申請他
7. 医 師	0.05名	嘱託医 利用者の病状及び心身の状況に応じ、日常生活医学的対応
8. 管理栄養士	2名 (兼務)	医師指導の下利用者の栄養ケア・マネジメント。栄養状態管理
9. 栄 養 士	1名 (兼務)	医師指導の下利用者の栄養状態管理

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名40時間＝1名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職 種	勤 務 形 態
1. 医 師	嘱託医師 毎週 木曜日 13:30～15:30
2. 介 護 職 員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7:00～16:00 4名 遅出：12:00～21:00 4名 夜間：21:00～ 7:00 3名
3. 看 護 職 員	日中： 8:30～17:30 2名 遅出：10:00～19:00 1名 夜間：オンコール対応 1名
4. 生 活 相 談 員	8:30～17:30 1名
5. 介 護 支 援 専 門 員	8:30～17:30 1名
6. 機 能 訓 練 指 導 員	8:30～17:30 1名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事（但し、食材料費と調理費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

原則「朝食：8：00 昼食：12：00 夕食：18：00」としていますが、ご入居者の生活リズムに合わせて、準備致します。

②入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎サービス

- ・ご利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。但し、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

<サービス利用料金(1日あたり)> (契約書第 8 条参照)

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。

給付の種類：併設型ユニット型短期入所生活介護費 (I) ※負担割合が 1 割の場合

① ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
		704 円	772 円	847 円	918 円
② 各種加算合計	48 円 (サービス提供体制強化加算・夜勤職員配置加算・看護体制加算)				
③ 介護保険適用分小計	752 円	820 円	895 円	966 円	1,035 円
④ 介護職員処遇改善加算 (I)	1 か月の単位数に 14% を乗じて得た数				
⑤ 居室 自己負担額	2,066 円				
⑥ 食事 自己負担額	1,445 円 (朝 425 円・昼 510 円・夕 510 円)				
⑦ 自己負担額合計 (③+⑤+⑥) ※④は 1 日当たりの合計には算定していません	4,263 円	4,331 円	4,406 円	4,477 円	4,546 円

※送迎を行った場合は、⑦の負担額以外に、片道につき 184 円頂戴します。

給付の種類：併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費 (I)

※負担割合が 1 割の場合

① ご利用者の要介護度とサービス利用料金	要支援 1	要支援 2
		529 円
② サービス提供体制強化加算	18 円	
③ 介護保険適用分小計	547 円	674 円
④ 介護職員処遇改善加算 (I)	1 か月の単位数に 14% 乗じた数	
⑤ 居室に係る自己負担額	2,066 円	
⑥ 食事に係る自己負担額	1,445 円 (朝 ; 425 円・昼 ; 510 円・夕 ; 510 円)	
⑦ 自己負担額合計 (③+⑤+ ⑥) ※④は 1 日当たりの合計には算定していません	4,058 円	4,185 円

※サービス提供体制強化加算は、介護職員総数の内「介護福祉士」の占める割合が 60% 以上ある事が要件です。

送迎を行った場合は、⑦の負担額以外に、片道につき 184 円頂戴します。

下記の体制が適用された場合はサービス利用料金に加算されます。

加算区分	加算額	自己負担額 ※		適用
機能訓練指導体制加算	120 円	12 円	常勤の機能訓練指導員が1名以上配置されていること	
個別機能訓練加算	560 円	56 円	機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等一名以上を配置し、個別機能訓練計画書を作成し、それに基づいて機能訓練を行い、3ヶ月に1回利用者宅へ訪問し訓練内容や、訓練計画進捗状況等の説明を行う	
看護体制加算（Ⅰ）	40 円	4 円	常勤の看護師（正看護師）を1名以上配置していること	適用
看護体制加算（Ⅱ）	80 円	8 円	常勤換算方法で、規定以上の看護職員を配置していること	適用
医療連携強化加算	580 円	58 円	看護体制加算（Ⅱ）を算定し、利用者の急変の予測や早期発見等の為に看護師による定期的な巡視を行っていること。あらかじめ協力医療機関を定め、緊急やむを得ない場合の対応を取り決め、急変時の医療提供について利用者から合意を得ていること	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000 円	200 円	医師が認知症による行動・心理症状が認められるため日常生活が困難であり、緊急に利用することが適当であると判断した者に対し、利用を開始した日から起算して7日を限度に算定	
若年性認知症利用受入加算	1,200 円	120 円	若年性認知症利用者を受け入れ、個別に担当者を定め、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。	
緊急短期入所受入加算	900 円	90 円	緊急利用者を受け入れた場合、7日間を限度に算定	
長期利用者の基本報酬の適正化	-300 円	-30 円	連続して30日を越えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合	

※ 自己負担額は、「介護保険負担割合証」記載が2割の場合は2倍、3割の場合は3倍となります。

- ☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 短期入所の区分支給限度額を超える場合はサービス利用料金の全額をお支払いいただきます。
- ☆ 居室と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担額とします。負担限度額の具体的な金額については、別紙参照してください。
但し、食事については1日の食費の合計額が、負担限度に達するまでは補足給付は行われません。
- ☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) (1) 以外のサービス（契約書第5条、第8条参照）*

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

①特別な食事

ご利用者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：要した費用の実費

②理髪・美容

[理髪サービス]

月に1回程度、理美容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪）をご利用いただけます。

利用料金：1回あたり

調髪カットのみ	1,870円	カット・顔剃り	2,640円
丸刈りのみ	1,650円	丸刈り・髭剃り	2,420円
顔剃りのみ	1,100円		

ご要望により、毛染め、パーマなどもご利用いただけます。

③レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。利用料金：内容により材料代等の実費をいただくことがございます。

④複写物の交付

ご利用者及びご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には状況に応じて、実費をご負担いただくことがございます。（1枚につき 10円）

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご利用者の日常生活に要する費用でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑥緊急やむを得ない状況において、要介護者等以外の方に対して、指定居宅介護サービスの提供に支障がない範囲でサービス提供を行う場合、サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金支払
イ. 口座引き落とし
ウ. 下記指定口座への振り込み
福岡銀行 夜須支店 普通預金 4 3 5 9 1 4
社会福祉法人 朝老園
理事長 今村 順

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第9条参照)

○ 利用予定期間の前に、ご利用者の都合により、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業者へ申し出てください。

○ 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額)

○ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者及びご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

- ご利用者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができません。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第 22 条参照）*

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者）： [生活相談員] 中 村 亜 矢
連絡先： 0946-21-5050
- 受付時間 毎週 月曜日～ 土曜日 8:30～17:30
- 第三者委員 岡 部 由 美 子 連絡先 0946-42-2962
岡 松 明 子 連絡先 0946-26-3870
- 福岡県国保連 介護保険課 介護サービス相談窓口
連絡先 092-642-7859
FAX 092-642-7857
- 筑前町 総合窓口課 年金介護係
連絡先 0946-42-6607
FAX 0946-42-2011
- 福岡県介護保険広域連合 指導係又は給付係
連絡先 092-643-7055
FAX 092-641-2432
- 福岡県運営化適正化委員会
連絡先 092-915-3511
FAX 092-584-3790
- 朝倉市 保健福祉部 介護サービス課
連絡先 0946-22-1111
FAX 0946-23-1536
- 筑紫野市 健康福祉部 高齢者支援課
連絡先 092-923-1111
FAX 092-923-1134
- 小郡市 保健福祉部 介護保険課
連絡先 0942-72-2111
FAX 0942-73-4466

<重要事項説明書付属文書>

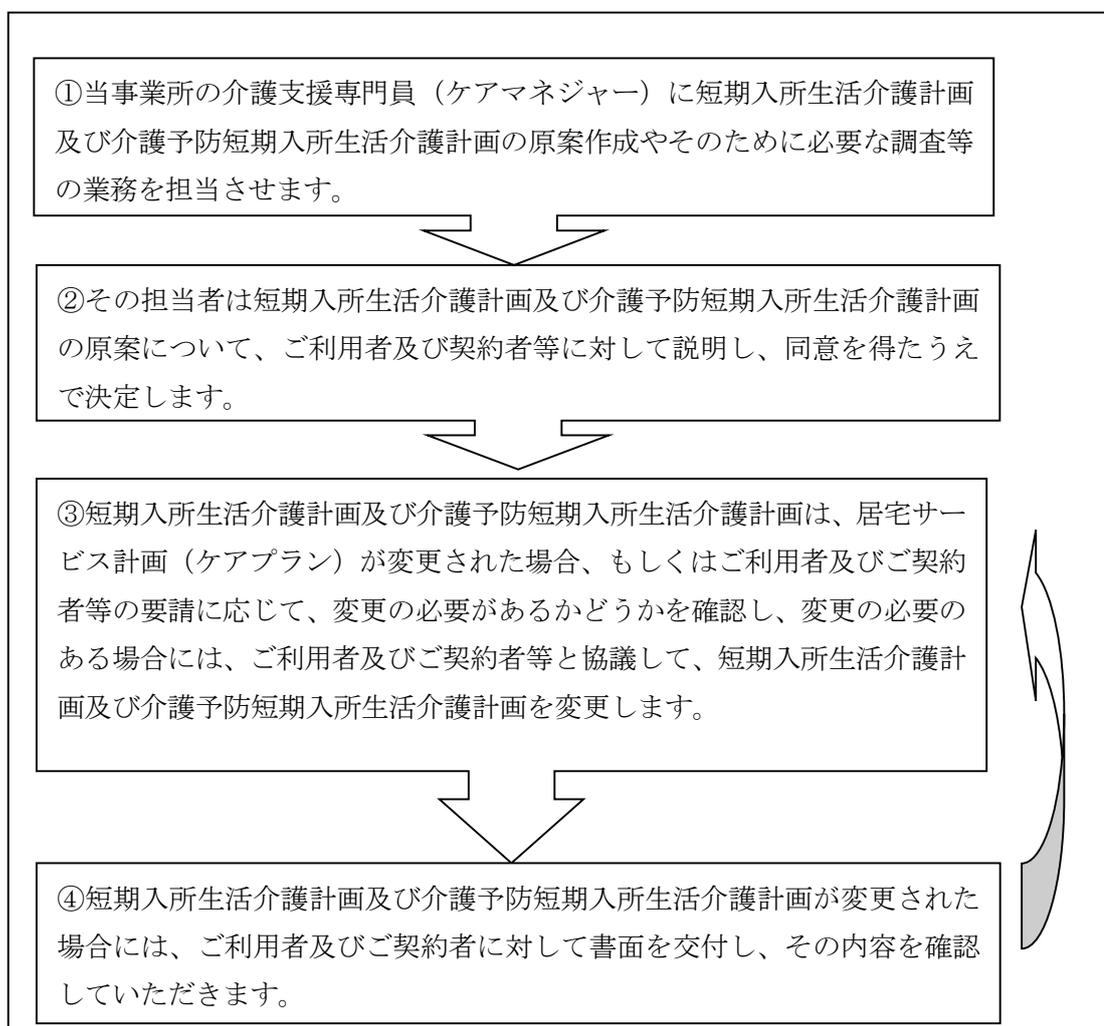
1. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 2階
- (2) 建物の延べ床面積 2,198.12㎡
- (3) 併設事業 当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設]平成29年4月1日指定 福岡県 4076700378号 定員 30名

2. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）



3. サービス提供における事業者の義務（契約書第 11 条、第 12 条参照）

当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご利用者又はご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑤ご利用者へのサービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はご契約者等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、ご利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

4. 個人情報保護「秘密の保持」

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する情報を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、当施設は利用者及び扶養者から、予め同意を得た上で行うこととします。

（1）介護・診療情報の提供

ご自身の症状やケアについて質問や不安がおありになる場合は、遠慮なく、直接、医師、看護師又は生活相談員に質問し、説明を受けてください。この場合、特別の手続きは必要ありません。

（2）介護・診療情報の開示

ご自身の介護・診療記録の閲覧や謄写をご希望の場合は、遠慮なく、施設長・医師又は生活相談員に開示をお申し出下さい。なお、開示・謄写に必要な実費を頂きます。

(3) 個人情報の内容訂正・利用停止

個人情報とは、氏名、住所等の特定の個人を識別できる情報を言います。

当施設が保有する個人情報（介護・診療記録等）が事実と異なるとお考えになる場合は、内容の訂正・利用停止を求めることができます。窓口にお申し出下さい。調査の上、対応いたします。

(4) 個人情報の利用目的

個人情報は以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて利用いたしません。

- ① サービス提供のために利用する他、施設運営、教育・研修、行政命令の遵守、他の医療・介護・福祉・保健施設との連携等のために、個人情報を利用することがあります。また、外部機関による施設評価、学会や出版物等で個人名が特定されない方法で報告することがあります。
- ② 当施設は、卒後医師臨床研修施設及び介護職等の研修施設に指定されており、研修・養成の目的で、研修医及び介護・医療専門職等の学生等が、診療、看護、介護などに同席する場合があります。

(5) ご希望の確認と変更

- ① 入所予定の変更、介護給付・保険証等の確認等、緊急性を認めた内容について、利用者ご本人に連絡する場合があります。ただし、事前に受付までお申し出があった場合は、連絡いたしません。
- ② 居室における氏名の掲示を望まない場合には、お申し出下さい。ただし、事故防止・安全確保のためには、氏名の掲示が望ましいです。
- ③ 電話あるいは面会者からの、部屋番号等の問い合わせへの回答を望まない場合にはお申し出下さい。
- ④ 一度出されたご希望を、いつでも変更することが可能です。お気軽にお申し出下さい。

(6) 撮影及び写真使用の承諾について

施設運営上、行事や日常生活、怪我の状況や患部の状況を知る上において静止画像並びに動画撮影を行う場合が有ります。ただし撮影は以下の目的に該当する場合とします。又、広報誌や外部へ発行する内容に関しては、その都度本人又はご家族への承諾を得る事とします。

- ① 行事の様子や利用者の日常生活の記録
- ② 利用者の患部状態や治療経過の確認
- ③ 広報誌作成
- ④ 誕生写真作成
- ⑤ 利用者のケアを行うにあたって必要と認める撮影

(7) 相談窓口

ご質問やご相談は、各部署責任者又は以下の個人情報保護相談窓口をご利用ください。

【個人情報保護相談窓口 生活相談員 ・中村 亜矢】

5. 事故発生時の対応

介護サービスの提供を行っているときに、利用者への病状の急変が生じた場合、事故が起こった際には、速やかに医師または施設が定めた協力病院もしくはかかりつけ医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。なお、緊急時の責任者は施設管理者（岡由紀子）及び看護リーダー（山崎みどり）とします。

ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じるものとします。更に、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録いたします。

また、ご利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

6. 緊急やむを得ない身体拘束の対応

サービスの提供にあたっては当該ご利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為を行いません。

但し、以下の三つの要件をすべて満たす状態であるときは、緊急やむを得ず最小限度の身体拘束を行うこともあります。

1. 利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
2. 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
3. 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

尚、身体拘束を行うときは、その行為が妥当か「身体拘束廃止委員会」等で検討、確認し記録します。

また、家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、確認をしていただきます。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察、再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除いたします。

7. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

衣類・身の回り品等日用品以外のものにつきましては、事前にご相談ください。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第 13 条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者又はご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 日新会 稲永病院
所在地	福岡県朝倉郡筑前町久光 1 2 6 4 番地
診療科	内科・消化器内科・循環器内科・リハビリテーション科
医療機関の名称	医療法人社団 俊聖会 甘木中央病院
所在地	福岡県朝倉市甘木 6 6 7
診療科	内科・整形外科・外科・脳神経外科・内分泌内科・循環器内科
医療機関の名称	医療法人社団 医王会 朝倉健生病院
所在地	福岡県朝倉市甘 1 5 1 - 4
診療科	耳鼻咽喉科・眼科・人工透析内科・脳血管外科・脳神経外科・脳神経内科・消化器内科・消化器外科・心臓血管外科・糖尿病内科・整形外科・麻酔科
医療機関の名称	医療法人みらい 筑紫野病院
所在地	福岡県筑紫野市天山 3 7 番地
診療科	心療内科・精神科・神経科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	医療法人 健榮会 門司歯科院
所在地	佐賀県鳥栖市田代町221（訪問巡回診療）

8. 損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

9. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第17条参照）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①ご利用者が死亡した場合②要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立と判定された場合③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合④施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

（1）ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第18条、第19条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご利用者が入院された場合
- ③ご利用者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第 20 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にご利用者の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 6 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者及び後見人並びにご家族等が事業所や事業所の職員に対して禁止行為を繰り返す等、契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
 なお、ここでいう「サービス利用にあたっての禁止行為」とは以下のことを指します。
 - ① 事業所の職員に対する身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為）
 例：蹴る、叩く、物を投げつける、唾を吐く 等
 - ② 事業所の職員に対する精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 例；怒鳴る、恫喝する、大声を発する、特定の職員に嫌がらせをする、「この程度できて当然」と理不尽と思えるようなサービスを要求する 等

- ③ 事業所の職員に対するセクシャルハラスメント（意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）
例；あからさまに性的な話をする、必要もなく腕や手を触る、抱きしめる 等
- ④ サービス利用中にご契約者本人以外の写真や動画撮影、または録音などをインターネットなどに掲載する行為。

（3）契約の終了に伴う援助（契約書第 17 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

10. サービスの第三者評価の実施状況について

当事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行ってはいません。

この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第125条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき契約書・重要事項の説明を行いました。

指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム 朝老園ひさみつ

説明者職名 _____ 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から契約書・重要事項の説明を受け、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

契約者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

(利用者との続柄 _____)

事業者 住 所 福岡県朝倉郡筑前町朝日586番地

事業者名 社会福祉法人 朝 老 園

代表者名 理事長 今 村 順 _____ 印